

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示の改正について(案)

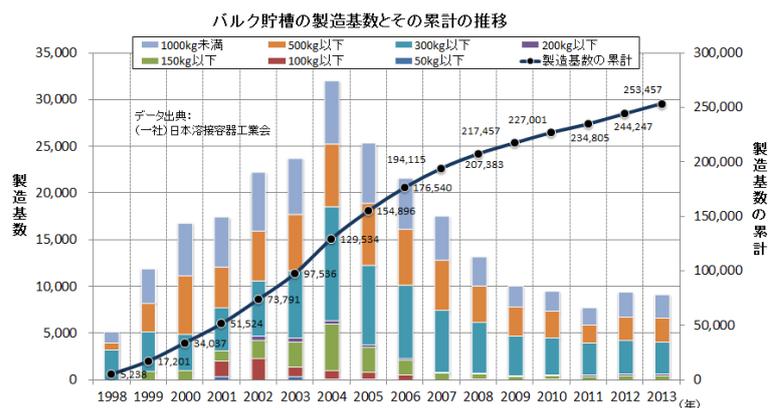
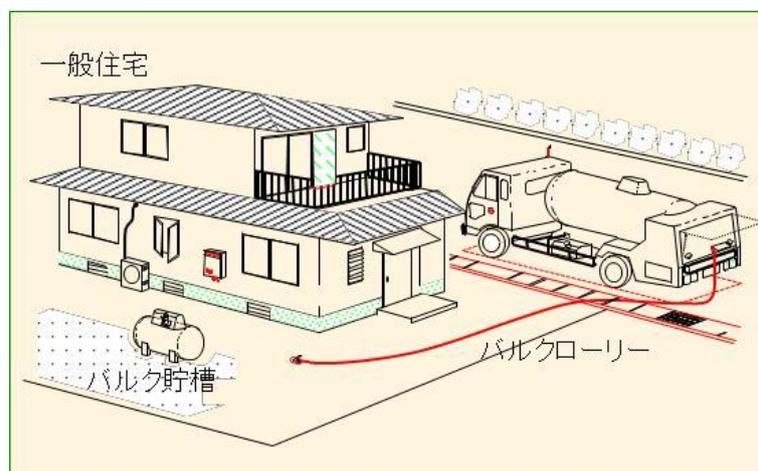
平成26年3月13日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. 民生用バルク供給システムの導入

平成8年の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）の改正により、既に実用化されていた工業用バルク供給システム等と比較して、保安距離を短くする一方で、カップリング、ガス放出防止器等の安全装置の設置、充てん作業の有資格者への限定等を義務付けることによって保安を確保するための措置を講じ、従来のシリンダーの配送に代わって、液化石油ガスをバルクローリーによって一般消費者等へ供給する、いわゆる民生用バルク供給システムが導入された。

さらに平成9年、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の改正及びバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（以下「バルク供給告示」という。）の制定を経て、同年4月から民生用バルク供給システムによる液化石油ガスの供給が開始された。

民生用バルク供給システムのうちバルク貯槽は、平成10年以降、平成25



年までに253,457基が投入されており、年別に視ると、平成16年の約32,000基までは増加してきたものの、平成25年は約9,200基に留まっている。また、バルク容器は、平成11年以降、平成25年12月までに8,155基が投入されているが、平成20年以降はほとんど投入されていない。

2. 告示検査の枠組み

平成9年の民生用バルク供給システムの導入開始に当たって、販売の方法の基準適合義務の一環として、施行規則第16条〔販売の方法の基準〕第22号を新設してバルク貯槽の検査の制度が導入された。また、新規制緩和推進3カ年計画（平成10年3月31日閣議決定）に従い、バルク供給に係る規制見直しが行われて導入されたバルク容器については、施行規則第16条に第23号を新設してバルク容器の機器の検査の制度が導入された。バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査は告示による（以下「告示検査」という。）とされ、検査期間、検査方法及び合格基準を規定したバルク供給告示第1条〔バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査〕が整備され、バルク貯槽並びにバルク貯槽の附属機器及びバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。）の初回の検査期間は、製造後20年（バルク貯槽の安全弁は5年）と定められた。

法第16条第2項（販売方法の基準適合義務）

「液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。」

施行規則第16条（販売の方法の基準）第22号

「バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行うこと。」

施行規則第16条第23号

「バルク容器に設けるカップリング用液流出防止装置、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積が四千リットル未満のバルク容器に係るものに限る。）、カップリング、液面計及び過充てん防止装置は、告示で定めるところにより検査を行うこと。」

バルク告示第1条

第1項：バルク貯槽の検査周期、検査方法及び合格基準

第2項：附属機器及びバルク容器の機器の検査周期、検査方法及び合格基準

3. 告示検査を具体化するための調査研究

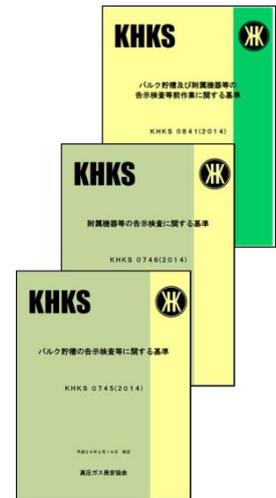
製造後20年までに行うことが義務付けられた告示検査を迎えるに際し、液化石油ガス販売事業者や容器検査所等の検査機関が大量のバルク貯槽及び附属機器等を検査することによる混乱や、バルク貯槽毎に異なる判断が下されることによる検査結果のバラツキを回避するため、告示検査が本格化する前に、告示検査に関する手順等を整備する必要がある。このため、経済産業省では、液化石油ガス販売事業者等が告示検査を実施できる体制を整備するとともに、不適切な作業によるガス漏れ等の事故の防止を図るため、検査方法の検討やその実証試験等を行って告示検査に関する手順を確立することを目的とした、「バルク貯槽20年検査体制導入整備調査研究（平成21～24年度。以下「調査研究」という。）を実施した（高圧ガス保安協会（以下「KHK」という。）へ委託）。

4. 告示検査手順書(案)の作成及び高圧ガス保安協会規格（KHK S）化

調査研究の成果として、現行の規制体系の下で告示検査を実施する手順等を取り

まとめた3つの手順書(案)が作成され、平成25年3月7日に開催した産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会に報告された。これらの手順書(案)は、その後、KHK液化石油ガス規格委員会において高圧ガス保安協会規格(KHKS)に向けた審議が行われ、パブリックコメントを経て、平成26年2月19日付けで次のKHKSが制定された。

- (1) バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS 0745)
- (2) 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS 0746)
- (3) バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841)



5. 告示検査を合理的かつ効率的に行うための検証

調査研究では、液石法をはじめ高圧ガス保安法等の関連法令の規制体系を精査し、現行の規制体系の下における告示検査の手順を取りまとめる一方で、液化石油ガス販売事業者等に多大な負担が見込まれる告示検査を、保安を確保しつつ、合理的かつ効率的に行う必要性を認識し、そのための課題を抽出した(課題は6.(1)～(7))。規制によって保安とともに告示検査の信頼性を確保することは重要であるが、必要な保安レベルを確保しつつ、告示検査の合理化や効率化を図ることは、液化石油ガス販売事業者等の告示検査に伴う負担を軽減し、検査期限の遵守をはじめ告示検査の着実な実施を促進することとなる。

このような観点から、経済産業省は、KHK、日本LPガス団体協議会等の関係者と連携し、これらの課題を保安確保の観点から評価しつつ、現行の規制体系の見直しについて検証してきた。

6. 関係する省令及び告示の見直しに関する検証

調査研究で浮き彫りにされた告示検査の課題及び保安を確保しつつ告示検査を合理的かつ効率的に行うための規制体系の見直しに関する検証の結果は、次のとおりである。

(1) 作業計画の作成及び作業責任者の指名等

バルク貯槽の告示検査を行うときには、バルク貯槽の撤去、バルク貯槽内の液化石油ガスの回収や窒素置換など、液化石油ガス販売事業者にとって不慣れた非定常の作業が発生する。また、検査機関には大量のバルク貯槽が搬入されることとなるが、その能力を超えるバルク貯槽の搬入によって、検査機関に過剰なバルク貯槽が滞留したり、作業ミスによる事故や不適切な試験が行われることを防止しなければならない。

このような観点から、バルク貯槽の告示検査を行うときには、あらかじめ作業計画と作業責任者を定め、作業計画に従い、作業責任者の監督の下に行うこ

ととする等、保安上支障のない状態で行う必要がある。

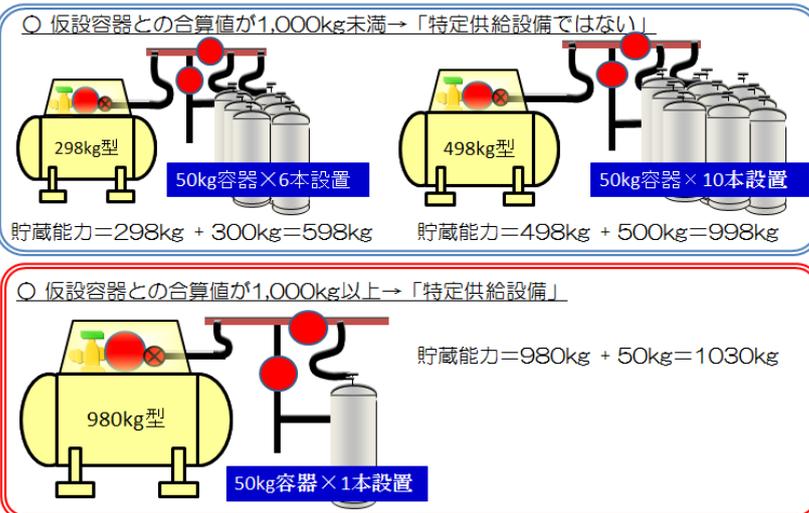
このため、施行規則第16条〔販売の方法の基準〕第19号に定める貯槽等の修理又は清掃を行う際に適用する規定を、同条22号に定めるバルク貯槽の検査に準用する規定を設けることが適当である。

(2) 特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例

告示検査は開放して行うのでバルク貯槽内の液化石油ガスを回収して空にしなければならないが、この回収に伴うガス漏れ等の事故の危険性を軽減するため、一般消費者等のもとで、計画的にできる限り液化石油ガスを消費して残液量を削減することが行われる（以下「消費調整」という。）。一般消費者等による液化石油ガスの消費は不安定かつ変動的で、消費調整を行っているときの残液量の監視は容易ではなく、ガス切れにより液化石油ガスの継続的な消費に支障を来す恐れもある。このため、バルク貯槽の消費調整では、予備の容器、集合装置、自動切り替え式調整器等を用いた仮設供給設備をバルク貯槽と連結し、バルク貯槽の残液量がほぼなくなった時点で予備の容器からの供給に切り替え、バルク貯槽を撤去しても液化石油ガスの供給を中断することがないよう措置が講じられる。

ところが、貯蔵能力 980kg のバルク貯槽の場合、仮設供給設備を連結した貯蔵設備としての貯蔵能力は、バルク貯槽の貯蔵能力と仮設供給設備の予備容器の貯蔵能力との合算で 1,000kg 以上となり、液石法第16条の2に規定する特定供給設備となるので、液石法第36条〔貯蔵施設等の設置の許可〕に規定する都道府県知事の許可及び第37条の3〔完成検査〕に規定する都道府県知事の完成検査を受けなければならない。しかしながら、貯蔵能力 980kg のバルク貯槽の保安距離は特定供給設備のものに比べて短いので、設置されている

仮設供給設備を設置した場合の特定供給設備の取扱いの件



仮設供給設備のイメージ(例)



バルク貯槽に仮設供給設備を連結した特定供給設備は、都道府県知事による設置の許可が得られず、完成検査にも合格しない。

特定供給設備の保安距離は、一定数量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵設備における液化石油ガスの漏えいによる火災等の被害の危険性を最小限に止めるための規制であるが、ガス漏れによる火災等の危険性は貯蔵能力ではなく実際に貯蔵されている液化石油ガスの数量に依存する。仮設供給設備が連結されたとしても、充填できない措置が講じられたバルク貯槽であって、バルク貯槽に実際に貯蔵されている液化石油ガスの数量と予備容器の貯蔵能力を合算して1,000kg未満であれば、仮設供給設備を連結する前の保安距離によって安全性は担保されるはずである。

この観点から、貯蔵能力980kgのバルク貯槽においても、必要な保安を確保した上で合理的かつ効率的に消費調整を行うことができるようにするため、その告示検査を行うとき、充填できない措置が講じられたバルク貯槽にあっては、貯蔵されている液化石油ガスの数量をもって当該バルク貯槽の貯蔵能力とみなし、その1,000kgとの差を用いて仮設供給設備を設置できるように措置することが望ましい。

このため、施行規則第21条〔特定供給設備〕を改正し、貯蔵能力1,000kg未満のバルク貯槽の告示検査を行うために貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該バルク貯槽の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、当該バルク貯槽に液化石油ガスを充填できないように封印をしたときは、当該バルク貯槽に貯蔵されている液化石油ガスの数量をもって当該バルク貯槽の貯蔵能力とみなして、特定供給設備の定義を適用することとする規定を設けることが適当である。

なお、この措置は、貯蔵能力1,000kg未満の貯槽にも必要であり、また、検査ばかりでなく修理、清掃又は撤去を行うときにも必要であるので、それぞれに適用できるようにすることが適当である。

液面計によるバルク貯槽内に充填されている実ガス数量の算出方法について

- バルク貯槽には施行規則第19条第3号ハ(2)に基づき、液面計を装置することが義務づけられている。バルク貯槽内に充填されている実ガスの数量は、この液面計により確認ができる。
- 液面計の表示目盛は、バルク貯槽の全容積に対する容積比であり、バルク貯槽の全容積を100%とする容積%で目盛が刻んである。
- このため、バルク貯槽内に充填されている実ガス数量（充填数量）は次式により算出される。
充填数量 (kg) = バルク貯槽の全容積 (リットル) × 液面計指示目盛 (%) × 0.01
× 温度40°Cにおける当該バルク貯槽に貯蔵される液化石油ガス比重^{*} (kg/リットル)
※ い号ガスの場合 0.473~0.478
- バルク貯槽に装置されている液面計表示の最小目盛は、5%のものから70%のものまで様々なタイプが存在し、縦型、横型など、バルク貯槽の形状・仕様に応じて取付けるタイプが決定する。



最小目盛が5%のタイプ



最小目盛が20%のタイプ

(3) 液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例

貯蔵能力 498kg のバルク貯槽に仮設供給設備を連結した貯蔵能力は、バルク貯槽の貯蔵能力と仮設供給設備の予備容器の貯蔵能力との合算で 500kg を超えるため、液石法第 38 条の 3〔液化石油ガス設備工事の届出〕の規定により、その工事を都道府県知事に届け出なければならない。この届出の制度は、学校、病院、興業場その他の多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物のうち、経済産業省令で定める特別な施設又は建築物であって、一定数量以上の液化石油ガスの貯蔵能力を有する供給設備を備えたものについて、ガス漏れによる火災等の被害の危険性を最小限に止めるため、それらの施設又は建築物に係る供給設備の工事を都道府県知事に届け出させ、行政の監視の下に置くこととしたものである。

しかし、ガス漏れによる火災等の被害の危険性は、貯蔵能力ではなく、実際に貯蔵されている液化石油ガスの数量に依存するので、バルク貯槽に実際に貯蔵されている液化石油ガスの数量と仮設供給設備の補助容器の貯蔵能力を合算して 500kg 以下であれば、仮設供給設備を設置する前の安全性は担保されるはずである。

この観点から、必要な保安を確保しつつ合理的かつ効率的に告示検査を行い、仮設供給設備の工事に伴う事務手続きの負担を軽減するため、貯蔵能力 498kg のバルク貯槽の告示検査を行うとき、充填できない措置が講じられたバルク貯槽にあっては、貯蔵されている液化石油ガスの数量をもって当該バルク貯槽の貯蔵能力とみなし、その 500kg との差を活用して仮設供給設備を設置できるように措置することが望ましい。なお、この措置は、貯蔵能力 500kg 未満の貯槽にも必要であり、また、検査ばかりでなく修理、清掃又は撤去を行うときにも必要であるので、それぞれに適用できるようにすることが望ましい。

このため、施行規則第 87 条〔液化石油ガス設備工事〕を改正し、(2) の特定供給設備における貯蔵能力の特例の措置を、貯蔵能力 500kg 以下のバルク貯槽又は貯槽の液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力に準用することが適当である。

(4) 告示検査の記録及びその保存

液化石油ガス販売事業者が告示検査を適切に実施しているかどうかを立入検査等で確認できるようにして、告示検査の未実施等の不正行為を防止し、告示検査の信頼性を担保するため、液化石油ガス販売事業者に対して、告示検査の記録を帳簿に記載し、保存する義務を課す必要がある。

このため、施行規則第 131 条〔帳簿〕第 1 項の表に、バルク貯槽の告示検査又はバルク容器の機器の告示検査を行った場合に帳簿に記載すべき事項の規定を設けるとともに、同条第 4 項を改正し、告示検査を行った場合の帳簿の保存期間を定める規定を設けることが適当である。

(5) 内面について行う非破壊検査

比較的に規模の小さなものが多いバルク貯槽は、ほとんどのものに内面を検査するための検査穴が設けられていないため、告示検査では、外面について行う非破壊検査により、バルク貯槽に欠陥がないことを確認することとしている。

しかし、貯蔵能力2,900kg以上のバルク貯槽の中には、検査



穴を設けて内面について非破壊検査を行えるようにしたものがあり、外面に代えて内面について非破壊検査を行えるようにすることが求められている。内面における非破壊検査は、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス設備で幅広く用いられており、これまで蓄積された数多くの検査実績から信頼性も高い。また、塗膜剥離作業を行う必要がなく、液化石油ガス販売事業者等の負担も軽減され、合理的である。

このため、バルク供給告示第1条〔バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査〕第1条第1項第2号イ(1)を改正し、非破壊検査を内面について行うことができる構造のバルク貯槽にあっては、外面に代えて内面について非破壊検査を行うことができることとする規定を設けることが適当である。

(6) 検査に合格したバルク貯槽及び附属機器等の表示

検査の未実施を防止し、確実な告示検査の実施を確保するためには、告示検査を行って合格したバルク貯槽又は附属機器等に、その旨の表示をして、告示検査を行っていないものから区別できるようにする必要がある。

このため、バルク供給告示第1条〔バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査〕第1条第1項に告示検査に合格したバルク貯槽に表示すべき事項の規定を追加し、また、同条第2項に告示検査に合格した附属機器等に表示すべき事項の規定を追加することが適当である。この場合において、表示すべき事項は、告示検査を行った者の名称又は記号及び告示検査に合格した年月とすることが適当である。

(7) 附属機器等の告示検査期間の延長

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査の期間は、その製造の日から起算するが、附属機器等は、その装着されるバルク貯槽又はバルク容器の本体より先だって製造されるため、バルク貯槽より附属機器等の告示検査の期限が早く到来する。また、附属機器等はそれぞれ個別に製造されるため、附属機器等の間にも告示検査の期限にバラツキがあり、その期限管理の工数が膨大になり、液化

石油ガス販売事業者は大きな負担を負っている。そのため、必要な保安を確保しつつ、告示検査の期限管理を合理化し、効率的に行えるようにする措置を講ずることが求められている。

①バルク貯槽の附属機器の告示検査期間の延長

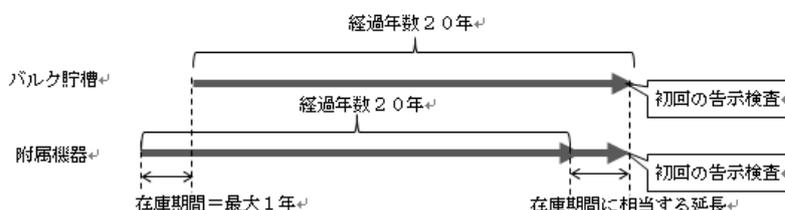
バルク貯槽の附属機器（安全弁を除く。）の告示検査の期間は、製造した後の経過年数（以下「経過年数」という。）が20年以下のものは製造の日から20年で、それを超えるものは前回検査の日から5年である。この告示検査の期間は、バルク貯槽の本体と同じである。附属機器は、装着されるバルク貯槽の本体より先だって製造されるので、附属機器の告示検査の期限の方がバルク貯槽の告示検査の期限より早く到来する。附属機器と装着されるバルク貯槽との製造の日のずれは、附属機器生産者の製品在庫期間、出荷時の移送期間、バルク貯槽生産者の部品在庫期間等によって生じ、多品種少量生産されるバルク貯槽ほど長くなる傾向にあり、最大で概ね1年程度となる。このため、バルク貯槽の告示検査の期限は、バルク貯槽に装着された附属機器のうち、最も早く製造されたものの告示検査の期限を基準として行われる。



ところで、附属機器の告示検査は、経年劣化によって生じた欠陥の有無を調べ、当該附属機器が継続的な使用に耐える十分な性能を維持しているかどうかを確認するものである。附属機器は、バルク貯槽の品質や性能に影響を与える重要な機器であり、製造後の在庫管理、移送管理等には細心の注意が払われているので、バルク貯槽に装着されるまでほとんど経年変化は生じない。附属機器に実質的な経年変化を引き起こす負荷は、バルク貯槽に装着された時点から始まるので、附属機器の経年変化の期限管理は、バルク貯槽の製造の日に合わせて開始して差し支えない。

このような観点から、附属機器の告示検査の期間が経過した後1年以内に当該附属機器が装着されたバルク貯槽の告示検査を行うべき期間の最終日が到来するときには、附属機器の告示検査の期間をバルク貯槽の告示検査を行う

図 バルク貯槽と附属機器の告示検査期間のずれ



べき期間の最終日まで延長し、バルク貯槽の告示検査の日に合わせて附属機器の告示検査を行えるようにする措置を講ずることが適当である。

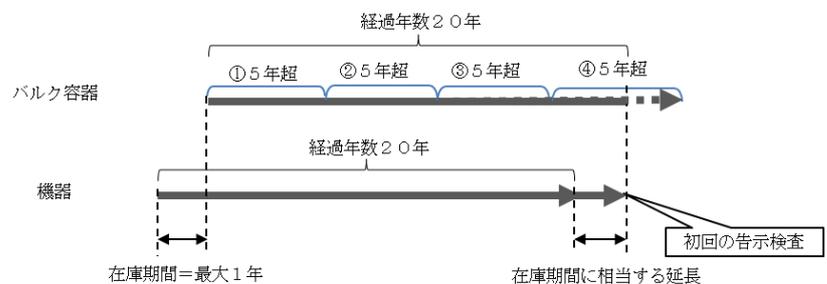
②バルク容器の機器の告示検査期間の延長

バルク容器は、高圧ガス保安法に基づく容器保安規則に定める容器であり、高圧ガス保安法第48条〔充てん〕第1項第5号の規定に基づく容器検査又は容器再検査によって保安が確保されている。容器再検査の期間は、経過年数20年未満のものは5年、それ以上のものは2年とされ、この期間を経過したバルク容器は、改めて容器再検査を受け、これに合格しないと、充填することができない。

バルク容器の機器の告示検査の期間は、経過年数20年以下のものは製造の日から20年で、それを超えるものは前回検査の日から5年である。

バルク容器の機器はバルク容器に先だって製造されるので、機器の告示検査の期限は、その製造の日の差分だけバルク容器の経過年数20年より早く到来し、そのずれはバルク貯槽の附属機器の場合と同様に最大で1年程度である。機器に実質的な経年変化を引き起こす負荷は、バルク容器に装着された時点から始まるので、機器の経年劣化の期限管理はバルク容器の製造の日に合わせて開始して差し支えない。

この観点から、バルク貯槽の附属機器と同様に、機器の告示検査の期間が経過した後1年以内に当該機器が装着されたバルク容器の経過年数20年の日が到来するときは、当該機器の告示検査の期間を延長し、バルク機器の経過年数20年の日までに実施できるようにする措置を講ずることが適当である。



③バルク貯槽の安全弁の告示検査期間の延長

バルク貯槽に装着された安全弁の告示検査の期間は、製造の日又は前回検査の日から5年とされ、バルク貯槽の告示検査の期間と一致していない。安全弁に経年劣化を引き起こす負荷が加えられるのは、バルク貯槽に装着された時点ではあるが、安全弁は、通常その検査期限が到来したときに新品と交換されることが多いので、必ずしもバルク貯槽の製造の日をもって経年劣化の管理を行うことはできない。

しかし、高圧ガス保安法における液化石油ガス容器に装着された安全弁を含む附属品の再検査は、附属品検査等合格の日から経過年数6年6月以下の

ものは、当該附属品が装着されている容器の容器再検査の日までとされている。附属品の経年劣化は容器に装着された時点から始まるが、容器の容器再検査は容器再検査の期間（5年）を経過した後に行われるので、附属品の経年劣化は5年を超え、最大で6年6月の期間が与えられる。

この観点から、容器保安規則に基づく安全弁の附属品再検査に準じて、バルク貯槽の安全弁についても、安全弁の告示検査の期間（5年）が経過した後1年以内（製造の日から6年以内）に当該安全弁が装着されているバルク貯槽の告示検査の期限が到来するときは、当該安全弁の検査期間をバルク貯槽の告示検査を行うべき期限まで延長し、バルク貯槽の告示検査の日に合わせて附属機器の告示検査を行えるようにする措置を講ずることが適当である。

以上のことから、バルク供給告示第1条〔バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査〕第2号第1号柱書きを改正し、附属機器等の告示検査は、その告示検査の期間が経過した後1年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又はバルク容器の経過年数20年が到来するときは、当該最終日又は経過年数20年の日までに行うこととする規定を設けることが適切である。

7. 関係省令及び告示の改正

本日の液化石油ガス小委員会の審議結果を踏まえ、パブリックコメントを行った上で、関係省令及び告示の改正を行う予定である。

別紙1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

別紙2 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文

別紙 1

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（販売の方法の基準）</p> <p>第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この条及び第二十一条において「貯槽等」という。）であって販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p> <p>十九～二十二 （略）</p> <p><u>二十二の二 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）」とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからへまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。</u></p> <p>二十三 （略）</p> <p>（特定供給設備）</p> <p>第二十一条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあつては、その貯蔵能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。</p> <p><u>2 貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消</u></p>	<p>（販売の方法の基準）</p> <p>第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p> <p>十九～二十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三 （略）</p> <p>（特定供給設備）</p> <p>第二十一条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合にあつては、その貯蔵能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。</p> <p>（新設）</p>

費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

(液化石油ガス設備工事)

第八十七条 法第三十八条の三の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、特定供給設備以外の供給設備（当該供給設備に係る貯蔵設備の貯蔵能力が五百キログラムを超えるものに限る。）の設備工事又は変更の工事であつて次の各号の一に該当するものとする。

- 一 供給管の延長を伴う工事
- 二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

2 第二十一条第二項の規定は前項の特定供給設備以外の供給設備の貯蔵能力について準用する。この場合において、同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第三百十一条 法第八十一条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売所ごとに次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき場合	記載すべき事項
一～六 (略)	(略)
七 第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の検査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 一 <u>バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称</u> 二 <u>高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日</u> 三 <u>検査を行った年月日</u> 四 <u>検査を行った者の氏名又は名称及び住所</u> 五 <u>検査の結果</u>

(液化石油ガス設備工事)

第八十七条 法第三十八条の三の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、特定供給設備以外の供給設備（当該供給設備に係る貯蔵設備の貯蔵能力が五百キログラムを超えるものに限る。）の設備工事又は変更の工事であつて次の各号の一に該当するものとする。

- 一 供給管の延長を伴う工事
- 二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

(新設)

(帳簿)

第三百十一条 法第八十一条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売所ごとに次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき場合	記載すべき事項
一～六 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>八 第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合</p>	<p>一 附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二 検査を行った年月日 三 検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四 検査の結果</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>九 第十六条第二十三号の規定によりバルク容器の機器の検査を行った場合</p>	<p>一 機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 二 検査を行った年月日 三 検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四 検査の結果</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

2・3 (略)

4 法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる事項にあっては、それぞれ当該各号に定める日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

- 一 法第十四条第一項の書面交付に係る事項 当該販売契約の終了する日
- 二 次に掲げる保安業務に係る事項（法第二十七条第一項各号の保安業務を他の者に委託している場合に限る。） 次に掲げる保安業務が次に実施される日

イ 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検

ロ 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査

- 三 第十六条第二十二号又は第二十三号の検査に係る事項 次回の検査を行う日又は当該検査を行ったバルク貯槽若しくはその附属機器若しくはバルク容器の機器（以下この号において「バルク貯槽等」という。）をくず化し、その他バルク貯槽等として使用することができないように処

2・3 (略)

4 法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、法第十四条第一項の書面交付に係るものについては契約終了までの間、法第二十七条第一項各号の保安業務を委託している場合にあっては次の各号に掲げる保安業務に係る事項について、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

- 一 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検

- 二 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査

分する日

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる保安業務に係る事項にあっては、当該保安業務が次に実施される日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であって当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

一・二 （略）

6～8 （略）

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であって当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

一・二 （略）

6～8 （略）

別紙 2

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示(平成九年通商産業省告示第百二十七号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)</p> <p>第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽(附属機器を除く。以下この項において同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 外観検査</p> <p>(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。<u>ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なもの場合には、非破壊検査による確認は、外面に代え、内面について行うことができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p><u>三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</u></p> <p>イ <u>検査を行った者の名称又は記号</u></p> <p>ロ <u>検査を行った年月</u></p> <p>2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器(以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 附属機器等の検査は、前回の検査の日(検査を受けたことのないものにあつては、製造の日)から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。<u>ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が20年となる日が到来する</u></p>	<p>(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)</p> <p>第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽(附属機器を除く。以下この項において同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 外観検査</p> <p>(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐しよく、割れ、<u>きず</u>、変形等の欠陥がないことを確認すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器(以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。)の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 附属機器等の検査は、前回の検査の日(検査を受けたことのないものにあつては、製造の日)から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。</p>

ときは、これをその日まで延ばすことができる。

イ・ロ (略)

二 (略)

三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 検査を行った者の名称又は記号

ロ 検査を行った年月

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)